

板橋区災害時受援計画の骨子案について

本年 2 月の本特別委員会で報告した「熊本地震を踏まえた受援計画の方向性」について、近年発生した震災及び水害における受援の課題に基づく新たな視点、区の計画策定を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行うとともに、計画の全体像となる骨子案を作成したので、併せて報告する。

1 区における受援計画の全体像

別紙「板橋区災害時受援計画の概要」のとおり

2 新たに勘案した視点

(1) 受援規模予測の視点

被害程度とBCPの関係を勘案し、受援規模を予め推測することで受援対応の迅速性と効率性の向上を図る。

(2) 広域水害対応の視点

震災と比べ、職員動員条件、対象エリアなどが異なる広域水害での受援規模等を明確化し、水害対策の充実を図る。

(3) 受援対象拡大の視点

避難所避難者に加え、居宅避難者への物資供給を考慮し、現実的な対応を図る。

(4) ボランティア活動拡大の視点

災害ボランティア活動の利便性を高め、活動の拡大を図る。

3 策定環境の変化と見直し

(1) 策定環境の変化

① 東京都区市町村受援体制ガイドライン(仮称)の策定

都内自治体の受援計画が準拠すべきガイドラインが、平成 30 年度末までに都において新たに策定されることとなった。

② 備蓄物資の分配・配送方法の見直し

物資受援の柱の一つである東京都備蓄物資について、東京都は本年度から専管部署の設置を含む供給体制の見直しに着手し、本区への物資輸送等が変更となる可能性が高い。

③ 板橋区業務継続計画(BCP)の見直し

人的受援の考え方を取り入れた、実効性の高いBCP作成に向けて、平成 31 年度に見直し作業を予定している。

(2) 策定スケジュールの見直し

策定環境の変化を踏まえ、受援計画の策定期間を以下のとおり変更する。

① 平成 30 年度: 暫定計画

② 平成 31 年度: 全体計画策定(中長期的な検討が必要な部分を除く)

③ 平成 32 年度以降: 全体像に向けた時点更新

4 担当

危機管理室防災危機管理課計画推進グループ

板橋区災害時受援計画の概要

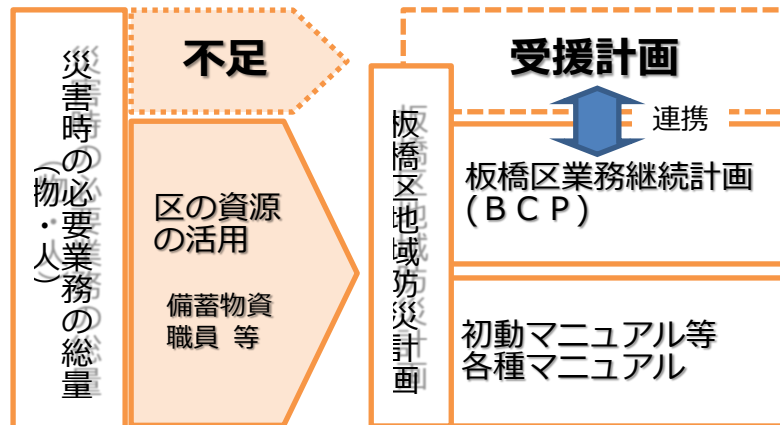
1 受援計画策定の目的と位置づけ

策定の目的

- ・区が被災した際に、都や災害時協定自治体などから、物的/人的な応援を円滑に受け入れるため、手順やルール、体制などを整備する。

受援計画の定義

- ・受援 = 災害時の必要業務の総量 - 区の現有資源
受援計画は、災害時に供給すべき行政サービスの総量から、区独自で供給可能な資源を差し引き、不足する資源を外部から補完する計画である。
- ・既存のBCP(業務継続計画)や、初動マニュアルとともに、地域防災計画を補完する。



【板橋区地域防災計画】区が関係機関と連携して取り組むべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画。

【板橋区業務継続計画(BCP)】 経常業務・災害時業務の中で、優先すべき業務を明らかにした、組織マネジメント計画。

2 計画の対象範囲

- ・「人的」および「物的」な応援受入れを対象とする
- ・初動の応急対策期から、復旧初期(概ね1ヶ月)までの期間を対象とする。
- ・震度6弱以上の震災および、荒川破堤による大規模水害を対象とする。
- ・従来、受援対象は避難所生活者を想定していたが、在宅避難者(区民)向けも視野に入れる。

3 区受援体制(案)

- ・区災害対策本部に、受援を統括する「災対受援統括部」を設け、「受援人事班」「受援物資班」を新設する。人的・物的の両面から、需要と供給の情報を把握し、都や協定自治体、警察・消防等の救出救助機関との全体調整・統括を行う。
- ・その他13の災対各部にも受援担当を置き、部内の物的・人的な不足状況を把握し、災対受援統括部と情報共有する。

